

袋井市立中学校部活動指導員設置要綱

(目的)

第1条 袋井市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、袋井市立中学校における部活動指導の充実を図るため、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第78条の2に規定する部活動指導員(以下「指導員」という。)を置く。

(配置)

第2条 教育委員会は、校長からの配置要請に基づき教育委員会が必要と認める場合に、指導員を予算の範囲内で配置するものとする。

2 校長は、前項の配置要請を行うときは、次の書類を教育委員会に提出する。

- (1) 要請書
- (2) 部活動指導員活用計画書
- (3) 指導員予定者の履歴書

(任用)

第3条 教育委員会は、指導するスポーツ又は文化活動に係る専門的な知識、技能等を有し、学校教育に関する十分な理解を有する者のうちから、校長の配置要請を受けて指導員を任用するものとする。

(身分)

第4条 指導員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

2 指導員の身分等に関しては、袋井市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年袋井市条例第22号)、袋井市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則(令和2年袋井市規則第5号)及びこの告示の定めるところによる。

3 前項の規定にかかわらず、指導員については、袋井市会計年度任用職員の給与等に関する条例第9条から第11条まで及び第14条並びに袋井市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則第10条から第14条までの規定は、適用しない。

(職務)

第5条 指導員は、学校の部活動の指導方針及び指導計画に基づき、校長の指導監督の下、次に掲げる職務を単独で行うことができる。

- (1) 専門技術に関する指導
- (2) 校外における活動(大会、練習試合等を含む。)の引率
- (3) 部活動中の生徒指導
- (4) 事故発生時の対応
- (5) 用具及び施設の点検管理
- (6) 保護者等への連絡
- (7) その他、校長が必要と認める業務

(服務)

第6条 指導員は、袋井市立中学校部活動ガイドライン(平成31年3月施行)に定める活動日及び活動時間を遵守する。

2 指導員は、その職務の遂行に当たっては校長の監督を受け、その職務上の命令に従わなければならない。

(解職)

第7条 教育委員会は、指導員が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、解職することができる。

- (1) 心身の故障により、その職務に耐えられないとき。
- (2) 職務の遂行に必要な適格性を欠くとき。
- (3) 前条の規定に違反したとき。
- (4) 指導員の任用を継続することが困難となったとき。

(指導計画及び実績報告)

第8条 校長は、勤務を命じる月の前月末日までに、指導員の月次指導計画を教育委員会に提出しなければならない。ただし、指導員を任用した月の場合は、任用後速やかに提出するものとする。

2 校長は、勤務を命じた月の翌月に、指導員の月次指導実績を教育委員会に報告しなければならない。

3 校長は、指導員の活用終了後速やかに、指導員の活用実績を教育委員会に報告しなければならない。

(報酬等)

第9条 指導員の報酬は、予算の範囲内で校長が勤務を命じた場合に支給するものとし、その額は勤務1時間につき1,600円に勤務した時間を乗じて得た額を支給する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日教委告示第8号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。